

令和6年度 事業報告

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

われわれ法人は、四天王寺 開祖 聖徳太子の御聖旨に則る『理念』を礎として、ご利用者の尊厳を守り、良質なサービスを安全に提供し、安心して地域で暮らすことができるよう貢献することを、「宣言」において顕揚し、その具現化を求めている。「宣言」は、職員一人ひとりが日々の業務遂行において、憶念し実践しなければならない。よって、この「宣言」を根幹として、事業方針、事業計画、各施設の経営計画が作成される。職員は、各施設における経営計画に基づき、各々の目標を明確にして、実行していかなければならない。この規範こそ、四天王寺福祉事業団の一貫した事業方針の要諦であり、その取り組み姿勢と行動をもって、法人全体の成果として結実させるためにも、各々の職員が事業運営において励行すべきものである。

令和6年度においても、次世代にふさわしい法人や事業の再編・再構築の準備に向けた、組織・体制の見直しに取り組んだ。以下、各事業部の報告を示す。

○[医療福祉事業部]

四天王寺病院は、病院理念である「顔の見える病院、顔の見える医療」に基づき、患者様が安心できる治療・療養環境を提供することに努め、良質で信頼される診療体制の構築に努めた。ただ、人財不足の影響等により新規入院患者の減少・病床稼働率が低下したことによる経営改善計画を実行する為、宗教法人四天王寺から借入を行い、運転資金並びに設備更新等の費用として充当することとなった。今後、病棟再編を踏まえ、経営改善に取り組んでいく。

和らぎ苑は、ご利用者の笑顔を判断基準に、施設・地域で安心して快適な生活を送ることの実現のために高い専門性を備えた医療・福祉の担い手であることを自覚し、地域と連携・協働し、地域社会に貢献できる活動に目を向け、障がいのある方々と、そのご家族の笑顔(目標)に向かって取り組んだ。職員、ご利用者とそのご家族が“和”で結ばれた大きな家族として、互いに協力してご利用者を支え、ご利用者の全ての“Life”(①命、健康のレベル、②生活のレベル、③人生のレベル)を多職種連携、協働して大切に支援することがわれわれの使命であり、今後も引き続き取り組みを継続する。また、昨年度に続き大阪府委託事業の受託実施において、地域を支える基幹施設として、各機関との連携・協同により、ご利用者のご家族の「支援の輪」を拡充することができた。地域支援事業、施設運営のためには、経済的基盤の確保が必要不可欠であり、収入安定・コスト管理に取り組んだ。

○[高齢福祉事業部]

事業部全体を振り返ると、大変厳しい状況に直面しつつ、その中で工夫改善を積み重ねた一年であった。養護老人ホームでは、各市町村からの措置控え等の影響で入居者数がここ数年低下しており、松風荘では定員を減らすこととなった。また外部サービス利用型として運用していた特定施設を令和7年度はより効率的な運用を図るため、一般型へ移行する。特養においては、新型コロナ禍以降ご利用者の入院期間が長引く傾向にあり稼働維持に苦戦していたが、当年度はケアの充実、設備改修等に着手し、おおむね前年度実績を上回ることができた。大阪市天王寺区では他法人による新たな特養建設があったため利用者獲得に影響が出たが、現時点では影響も収まっている。在宅関係、特に悲田院在宅では地域包括支援センターの運営が2年目となり、ケアプランセンターの稼働も好調であったことから地域住民の安心、安全な生活支援につながるとともに、各事業所とのスムーズな連携に貢献した。サービスの質向上の取り組みとして外部アドバイザーを導入して3年目となり、法人職員が講師を担える知識と経験を

得つつあり、介護現場においても利用者の視点に立った介護の捉えなおしが徐々に広がり、個別ケアを実現できる介護技術を習得してきている。

○[障害福祉事業部]

専門スキル研修障害児者支援では研修目的として「必要な倫理観、心理、対応方法について理解し、現場で実践できる人財を育成する」「安心して暮らせるまちづくりに貢献できる人財の育成」を掲げ以下6点の到達目標に向けて7回の研修を行った。①地域福祉実践の視点、手法を学ぶ。②施設で取り組む地域福祉実践について検討し、プランを作成する。③実際に取組んだプランについて実践報告を行い、その内容を深める。④利用者支援に必要な倫理観について学ぶ。⑤リーダーシップについて学ぶ。⑥「意思決定支援」について学ぶ。また、各施設における地域福祉の実践は2月に事業部主催で行われた「専門スキル研修 障害児者支援 実践報告会」にて5名の受講者が発表を行った。太子学園では、建物老朽化の為、次世代育成支援対策施設整備交付金により、四天王寺太子学園拡張計画工事に着手、令和7年3月に完成に至った。さんめい苑では、利用者送迎を委託している運行会社の次年度委託費がコスト上昇により値上げとなり、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金について交渉を行うが現行の補助継続となる。引き続き大阪市との交渉を継続する。悲田院児童発達支援センターでは、「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」に基づき、その役割を担う為に、各市と打合せを行い、その取組は次年度も継続する。また、外来については、リハビリを希望する利用者が多く、開始までの待機期間短縮の為、電子カルテ導入等の環境整備を行い、次年度に運用を開始することとした。

○[子ども・女性福祉事業部]

女性自立支援センターでは、令和6年4月1日に新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことにより、根拠法が「売春防止法」ではなくなった。併せて、施設種別名も「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」に変更となり、女性の自立支援について関係機関との協議・研修を重ねた。悲田太子乃園では、認定定員27名から25名に変更、暫定定員20名から19名に変更となり、事業運営の厳しい状況が続いており、事業の在り方の検討を継続している。悲田院こども園、夕陽丘保育園では、公定価格の改定により人件費分が2年連続で大幅増となっているが、人財確保の厳しさは変わらず苦慮した1年であり、年間休日123日確保は次年度の課題となった。各施設で施設機能維持・充実のため、女性自立支援センターでは空調・給水などの機械設備更新工事、悲田太子乃園では隣接する太子学園と共有している浄化水槽の入替工事を実施した。また、悲田院こども園では、ICT化を図り、連絡帳やお便り等の保護者連携の一助とし、また、業務の効率化を図った。

○[法人本部]

法人本部は、労働環境の改善に向けた職場環境に関する現状調査並びに各法改正に伴う規程改正に取り組んだ。また、法人全体の財務状況について、透明性の向上、財務規律の強化、経営基盤の安定化に関する取り組みを継続した。次年度は、法人本部2拠点を解消し経費の見直しを図りつつ、その効果検証を行う。今後、法人が直面している課題の解決に向けて、さらに各事業部との協働を深めたい。

われわれは、ご利用様の笑顔を成果とすることを忘失してはならない。そのためには、最前線で活躍する福祉・医療に従事する当法人職員が、安心・安全かつ健康で「和顔愛語」を励行出来るように、職場環境づくりに特段の意を払わねばならない。当法人は、開祖聖徳太子の御聖旨に則る『理念』を礎に、ご利用様の尊厳を守り、良質なサービスを安全に提供し、安心して地域で暮らすことができるよう貢献することを、「宣言」「職員心得」においてその具現化を求めている。以上